



(大阪労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表  
平成23年7月28日

担当	大阪労働局労働基準部健康課
	課長 本多 耕造
	課長補佐 石井 真人
	電話 06(6949)6500
	夜間電話 06(6949)6501

## 定期健康診断の結果について

— 有所見率は年々上昇し51.8% (過去最高) に —

大阪労働局(局長 西岸 正人)は、平成22年の定期健康診断の結果状況を取りまとめた。

定期健康診断は、労働安全衛生法により全事業場において、常時使用する労働者への実施が義務付けられている。

労働者数50人以上の事業場については、定期健康診断結果を労働基準監督署へ報告しなければならない。

今般、平成22年の定期健康診断結果報告があった大阪府内の事業場(9,162事業場)の受診労働者(1,170,063人)について、その結果を取りまとめたものである。

### ポイント

有所見率は年々上昇しており、平成22年は51.8%で過去最高。

脳・心臓疾患関係の検査項目の1つである血中脂質検査は、3人に1人が有所見。

業種別には、「清掃と畜業」、「通信業」、「運輸交通業」における有所見率が高い。

大阪労働局では、将来の過労死や職業性疾病を予防するため、有所見率の高い事業場に対する個別の指導等を通じて、医師や保健師等の産業保健スタッフによる保健指導、健康教育等の実施を促進しています。また、産業保健スタッフを配置することができない小規模事業場については、地域産業保健センターの活用を図るよう呼びかけています。

参考:「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の促進について」(リーフレット)  
「地域産業保健センターをご活用ください」(リーフレット)

# 大阪労働局管内事業場の 平成22年 定期健康診断結果について

## 1 有所見率は年々上昇しており、平成22年は51.8% で過去最高

平成22年、大阪労働局管内の事業場における定期健康診断における有所見率（受診した労働者のうち何らかの項目で異常の所見のある者の占める割合）は、51.8%となった。有所見率は年々増加しており過去最高となっている。

（表1）

## 2 血中脂質検査では3人に1人が有所見

検査項目別の有所見率をみると、脳・心臓疾患関係の検査項目の1つである「血中脂質検査」が32.6%と最も高く、ほぼ3人に1人が有所見であった。次いで「肝機能検査」14.6%、「血圧検査」14.3%となっている。

（表2）

脳・心臓疾患関係の検査項目とは、「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」、「尿検査（糖）」、「心電図検査」の5つの項目をいう。

## 3 10年前と比較すると脳・心臓疾患関係の有所見率が 上昇傾向

検査項目ごとの有所見率を10年前と比較すると、「肝機能検査」が低下している中、「血中脂質検査」が5.3ポイント、「血圧検査」が3.6ポイント増加しており、これらを含め、脳・心臓疾患関係の有所見率が上昇している。このことが、全体としての有所見率の上昇につながっている。

（表2）

## 4 「清掃と畜業」、「通信業」、「運輸交通業」の有所見率 が高い

業種別の有所見率をみると、「清掃と畜業」が69.9%と最も高く、これに「通信業」の62.9%、「運輸交通業」の61.9%が続いている。

（表3）

業種別の有所見率を10年前と比較すると、全ての業種で上昇しており、特に「貨物取扱業」、「建設業」の上昇幅が大きい。

（表4）

表1 一般健康診断の実施状況の推移（大阪）

年	健診実施事業場数		受診者数	有所見者数	有所見率	
					大阪	全国
平成13年	7,224	(1,259)	990,823	440,584	44.5%	46.2%
平成14年	7,378	(1,321)	992,264	450,644	45.4%	46.7%
平成15年	7,438	(1,342)	984,340	446,358	45.4%	47.3%
平成16年	7,542	(1,427)	992,699	455,873	45.9%	47.6%
平成17年	7,757	(1,490)	996,181	470,725	47.3%	48.4%
平成18年	7,786	(1,542)	1,007,069	483,130	48.0%	49.1%
平成19年	8,014	(1,639)	1,032,304	506,637	49.1%	49.9%
平成20年	8,659	(1,896)	1,125,211	566,835	50.4%	51.3%
平成21年	7,902	(1,671)	1,010,346	521,108	51.6%	52.3%
平成22年	9,162	(2,217)	1,170,063	605,732	51.8%	52.5%

（備考）1.健診実施事業場数は延事業場数 2.( )は年2回以上実施した事業場数で内数

表2 定期健康診断の項目別有所見率の推移（大阪）

項目 年	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部 X線検査	喀痰 検査	血圧 検査	貧血 検査	肝機能 検査	血中 脂質 検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電 図検査	有所見者 (全項目)
13年	4.0%	8.0%	0.8%	3.7%	1.5%	10.7%	5.6%	14.9%	27.3%	9.0%	3.0%	3.8%	8.7%	44.5%
14年	3.9%	7.9%	0.7%	3.7%	1.1%	11.1%	5.8%	14.9%	28.3%	9.0%	3.0%	3.8%	8.6%	45.4%
15年	3.8%	7.7%	0.7%	3.6%	1.7%	11.5%	5.6%	14.6%	28.7%	8.8%	3.0%	3.6%	8.6%	45.4%
16年	3.8%	7.6%	0.7%	3.7%	1.8%	11.7%	5.6%	14.4%	28.0%	8.7%	3.0%	3.9%	8.7%	45.9%
17年	3.8%	7.6%	0.6%	3.8%	0.6%	12.2%	5.9%	14.7%	29.4%	8.7%	3.0%	3.9%	8.9%	47.3%
18年	3.6%	7.5%	0.6%	4.1%	1.0%	12.1%	6.1%	14.3%	30.3%	8.9%	3.0%	4.0%	9.1%	48.0%
19年	3.6%	7.6%	0.7%	4.3%	1.9%	12.4%	6.2%	14.3%	31.3%	8.8%	2.8%	4.1%	9.1%	49.1%
20年	3.6%	7.6%	0.6%	4.5%	0.9%	13.4%	6.7%	14.2%	31.7%	9.0%	2.6%	4.4%	9.1%	50.4%
21年	3.8%	7.8%	0.6%	4.5%	2.0%	14.3%	7.0%	14.3%	32.9%	9.3%	2.6%	4.4%	9.5%	51.6%
22年	3.6%	7.5%	0.6%	4.7%	0.9%	14.3%	7.0%	14.6%	32.6%	9.4%	2.6%	4.8%	9.8%	51.8%
22年と 13年と の比較	-0.4	-0.5	-0.2	+1.0	-0.6	+3.6	+1.4	-0.3	+5.3	+0.4	-0.4	+1.0	+1.1	+7.3

（備考）太枠は、脳心臓疾患に関連のある検査項目

表3 定期健康診断の業種別・項目別有所見率(%) (平成22年・大阪)

健康診断項目 業種	聴力(1000Hz)	聴力(4000Hz)	聴力(その他)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧検査	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	有所見者の割合
製造業	4.0	9.7	0.8	3.7	3.9	15.1	6.2	15.1	33.6	10.0	2.7	4.2	9.8	52.0
建設業	3.1	7.7	0.2	4.8	1.7	16.4	6.2	20.1	33.8	10.0	2.4	5.2	8.3	59.3
運輸交通業	6.4	19.6	0.3	8.3	0.7	26.1	9.0	21.2	46.8	16.9	6.7	6.9	12.9	61.9
貨物取扱業	3.8	9.2	0.4	4.7	0.0	15.7	10.7	16.8	37.3	11.7	3.3	5.3	9.6	56.9
その他	3.1	5.5	0.6	4.7	0.4	12.8	7.0	13.8	31.0	8.5	2.2	4.7	9.5	50.4
通信業	4.6	8.7	0.3	8.8	0.2	21.7	6.2	24.9	39.8	12.6	2.8	4.8	17.5	62.9
清掃と畜業	8.7	16.8	0.5	8.1	4.2	24.1	9.2	16.6	41.4	14.9	3.7	6.1	14.7	69.9
全産業	3.6	7.5	0.6	4.7	0.9	14.3	7.0	14.6	32.6	9.4	2.6	4.8	9.8	51.8

表4 定期健康診断の業種別有所見率の推移(大阪)

業種 年	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	その他			全産業	全国
					通信業	と畜業	清掃		
平成13年	45.5%	49.5%	56.0%	43.6%	42.5%	60.1%	61.2%	44.5%	46.2%
平成14年	47.5%	51.2%	56.0%	48.3%	43.2%	61.8%	61.0%	45.4%	46.7%
平成15年	46.7%	52.9%	56.2%	48.3%	43.4%	56.5%	61.1%	45.4%	47.3%
平成16年	47.5%	50.0%	56.6%	47.2%	44.1%	62.2%	61.8%	45.9%	47.6%
平成17年	48.6%	50.8%	57.7%	46.0%	45.7%	62.9%	63.0%	47.3%	48.4%
平成18年	49.1%	51.9%	59.2%	49.1%	46.3%	63.8%	64.5%	48.0%	49.1%
平成19年	50.3%	52.4%	60.5%	48.4%	47.4%	63.6%	65.7%	49.1%	49.9%
平成20年	51.1%	56.9%	62.5%	49.3%	48.7%	63.3%	68.1%	50.4%	51.3%
平成21年	50.9%	57.1%	63.4%	51.9%	50.3%	61.6%	69.6%	51.6%	52.3%
平成22年	52.0%	59.3%	61.9%	56.9%	50.4%	62.9%	69.9%	51.8%	52.5%
22年と13年との比較	+6.5	+9.8	+5.9	+13.3	+7.9	+2.8	+8.7	+7.3	+6.3



労働安全衛生法に基づく

## 定期健康診断における有所見率<sup>※</sup> の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、  
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

（※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）

### 事業者の具体的な取組事項

#### （1）定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

#### （2）定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

#### （3）定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

#### （4）健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

## 地域産業保健センターをご活用ください

産業保健サービスを **無料** で受けられます

地域産業保健センターでは、**労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象**として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 事業者の方へ

\*以下のサービスを無料で受けられます。

### ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

### ② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

### ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

### ④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

### ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

### ④ 長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）

の実施は、労働安全衛生法により事業者に**義務**付けられています。



## 働く方へ

\*以下のサービスを無料で受けられます。

### A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

### B メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師または保健師に相談することができます。

### C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

## 地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの**事前の申し込み**が必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合や事業者の利用料の一部を負担いただくことがあります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」

「メンタルヘルス不調に関する相談・指導」

「長時間労働者に対する面接指導」

## 大阪府内の地域産業保健センター

地域産業保健 センター名	所在地	電 話 ファクシミリ
大阪中央	〒536-0003 大阪市鶴見区鶴見3-6-37 (社)大阪市鶴見区医師会内	TEL 06-6911-2030 FAX 06-6911-2030
大阪南	〒557-0044 大阪市西成区玉出中2-11-4 (社)大阪南労働基準協会内	TEL 06-6656-3443 FAX 06-6656-8141
天 満	〒530-0053 大阪市北区末広町3-14 大阪市北区医師会館 (社)大阪市北区医師会内	TEL 06-6312-3531 FAX 06-6311-3799
大阪西	〒550-0015 大阪市西区南堀江1-11-1 三共四ツ橋ビル8F 大阪西労働基準協会内	TEL 06-6533-3350 FAX 06-6533-3398
西野田	〒554-0012 大阪市此花西九条5-3-60 (社)西野田労働基準協会内	TEL 06-6462-4451 FAX 06-6462-4452
淀 川	〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16 (社)淀川労働基準協会内	TEL 06-6396-5601 FAX 06-6396-5602
東大阪	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-5 (社)東大阪労働基準協会内	TEL 06-6723-3450 FAX 06-6723-3451
岸和田	〒596-0073 岸和田市岸城町23-17 (社)岸和田労働基準協会内	TEL 090-1951-6400 FAX 072-431-4031
堺	〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3-2-26 (社)堺市医師会内	TEL 072-221-2330 FAX 072-223-9609
羽 曳 野	〒582-0018 柏原市大泉4-15-35 。柏原市立健康福祉センター1階 柏原市医師会内	TEL 072-971-9007 FAX 072-971-3327
北大阪	〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 (社)北大阪労働基準協会内	TEL 072-846-2343 FAX 072-846-2343
泉大津	〒595-0013 泉大津市宮町2-25 泉大津市立保健センター (社)泉大津市医師会内	TEL 0725-32-2536 FAX 0725-23-0056
茨 木	〒567-0031 茨木市春日3-13-5 茨木市保健医療センター (社)茨木市医師会内	TEL 072-631-2770 FAX 072-631-2771
大阪府	〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目3-5 エル・おおさか南館9階	TEL 06-6944-1191 FAX 06-6944-1192

〒540-8527 大阪労働局 労働基準部 健康課  
大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館9階

TEL 06-6949-6500  
FAX 06-6949-6034

<http://osaka-rodo.go.jp>

※地域産業保健センターについて詳しくは、  
最寄りの都道府県労働局の健康課または健康安全課にお問い合わせください。

(2011.3)